

■南富良野町の人事行政の運営等の状況の公表について

南富良野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の
任免及び職員数に関する状況を公表しています。

南富良野町人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 新規採用状況 [単位：人]

区 分	人数
令和元年度	5
30年度	4

(2) 事由別退職状況 [単位：人]

区 分	定年退職	勸奨退職	そ の 他					合 計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失 職	死亡退職	
令和元年度	3	0	4	0	0	0	1	8
30年度	1	0	2	0	0	0	0	3
増 減	2	0	2	0	0	0	1	5

(3) 部門別職員数の状況 [単位：人]

区 分	職員数		対前年度増減数		主な増減理由
	令和元年度	30年度	令和元年度	30年度	
一 般 行 政 部 門	66	62	4	▲1	
特別行政部門（教育）	24	21	3	0	
公営企業等会計部門	8	8	0	0	
合 計	98	91	7	▲1	
条例上の定数	128	128			

(注) 各年度4月1日現在の状況である。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 人	歳 出 額 A 千円	実質収支 千円	人 件 費 B 千円	人件費率 B/A %
令和元年度	2, 4 0 4	3, 8 6 1, 4 2 5	7 5, 7 3 1	8 1 4, 0 9 9	2 1. 1
3 0 年 度	2, 4 6 5	3, 9 6 2, 6 6 9	7 7, 6 9 0	8 0 7, 0 7 2	2 0. 4

- (注) 1 各年度の決算による。
2 住民基本台帳人口は各年度末現在のものである。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A 人	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
令和元年度	人 7 9	千円 2 8 1, 2 9 2	千円 5 8, 4 8 8	千円 1 1 3, 7 3 5	千円 4 5 3, 5 1 5	千円 5, 7 4 1
3 0 年 度	7 5	2 7 8, 0 4 9	5 6, 7 8 9	1 1 1, 0 3 3	4 4 5, 8 7 1	5, 9 4 5

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された一般職に係る額である。

(3) 職員の平均年齢及び平均給与月額状況（一般行政職）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
令和元年度	歳 4 2. 2	円 3 1 4, 2 2 5	円 3 5 3, 3 3 6
3 0 年 度	4 1. 1	3 0 7, 5 9 9	3 4 5, 0 5 8

- (注) 1 各年度4月1日現在の状況である。
2 平均給与月額は、給料月額と諸手当（寒冷地手当、期末勤勉手当及び退職手当を除く。）の額とを合計したものである。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り				
	始業時刻	終業時刻	休憩時刻	休息時刻	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00 ～ 13:00	なし	土・日

- (注) 1 平成31年4月1日現在の状況である。
2 標準的な職場における状況である。

(2) 年次有給休暇の取得状況

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均使用日数
2,520日	631日	63人	10.1日

- (注) 1 取得日数は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間である。
2 対象職員数は、一般職で途中退職、派遣等は除くものとする。

(3) 休暇等の状況

区 分	内 容
年次休暇	1暦年ごとに20日とし、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。
病気休暇	(1)公務の負傷 その療養に必要と認める期間 (2)結核性疾患 1年を超えない範囲内で療養に必要な期間 (3)その他 90日を超えない範囲内で療養に必要な期間
特別休暇 (主なもの)	(1)忌引休暇 親族に応じた日数 例：配偶者及び父母 7日、子 5日、祖父母 3日又は5日 (2)結婚休暇 5日以内 (3)配偶者出産休暇 3日以内 (4)産前産後休暇 各8週間 (5)子の看護休暇 5日以内 (6)妊娠障害休暇 14日以内 (7)夏季休暇 4日以内
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等が、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合、連続する6月以内で必要な期間。
育児休業	3歳に満たない自分の子を養育するため、その子が3歳に達するまで育児休業することができる。

- (注) 平成31年4月1日現在の状況である。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者（令和元年度）

処 分 事 由	降任	免職	休職	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合	0	0	1	1
その職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者数（令和元年度）

処 分 事 由	戒告	減給	停職	免職	計
法令等に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0

5 職員のサービスの状況

職員の職務専念義務の免除及び営利企業等の従事制限の状況（令和元年度）

区 分	延べ人数
職務専念義務免除の人数	5人
営利企業等の従事許可の人数	1人

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況（令和元年度）

区 分	参加人数
北海道市町村職員研修センター	4人
上川町村会	22人
北海道町村会	1人
北海道（上川総合振興局）	5人
職場研修会	52人

(2) 勤務評定制度の概要

地方公務員法に基づき、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じている。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況（令和元年度）

健康診断の種類	対象者数	受診者数
定期健康診断	84人	83人

(2) 公務災害の認定件数の状況（令和元年度）

区 分	件 数
公務災害	1件
通勤災害	0件

(3) 職員福利厚生互助会の状況（令和元年度）

名 称	町独自【一融会】	共同【北海道市町村職員福祉協会】
一人あたりの公費負担額(事務費含む)	0円	3,564円
主 な 事 業	○町内クリーン作戦 ○リフレッシュ事業等	○脳ドック助成 ○保養施設利用助成等

北海道市町村職員福祉協会の詳しい事業内容については、同協会のホームページをご覧ください。 <http://www.hokkaido-ctvfukusikyokai.jp/>

8 公平委員会に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和元年度）

措置要求件数	措置要求の概要
無	

(2) 不利益処分に関する不服

不服申立件数	不服申立の概要
無	